

厚生委員会会議録

1 開会年月日

令和8年3月17日（火）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（8名）

委員長 のぐち けんたろう

副委員長 松丸 昌史

理事 千田 恵美子

理事 沢田 けいじ

理事 宮崎 こうき

理事 たかはま なおき

理事 田中 としかね

委員 市村 やすとし

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

副議長 高山 泰三

6 出席説明員

成澤 廣修 区長

佐藤 正子 副区長

加藤 裕一 副区長

丹羽 恵玲奈 教育長

新名 幸男 企画政策部長

竹田 弘一 総務部長

鈴木 裕佳 福祉部長兼福祉事務所長

矢島 孝幸 地域包括ケア推進担当部長

川崎 慎一郎 企画課長

菊池 日彦 政策研究担当課長

進 憲 司 財政課長
畑 中 貴 史 総務課長
篠 原 秀 徳 福祉政策課長
佐々木 健 至 介護保険課長
後 藤 容 子 国保年金課長兼高齢者医療担当課長

7 事務局職員

事務局長 佐久間 康 一
議事調査担当 阿 部 隆 也
議事調査担当 眞 鍋 由起子

8 本日の付議事件

- (1) 付託議案審査
 - 1) 議案第98号 文京区介護保険条例の一部を改正する条例
 - 2) 議案第99号 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例
- (2) 理事者報告
 - 1) 文京区国民健康保険料率の改定等について
- (3) その他

午後 3時27分 開会

〇のぐち委員長 それでは、厚生委員会を開会いたします。

委員の皆様につきましては、全員御出席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をいただいております。

なお、横山広報戦略課長は、病気療養のため欠席です。

〇のぐち委員長 理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

〇のぐち委員長 本日の委員会運営についてです。

付託議案審査2件、付託議案審査に関する項目については、その議案審査の際に理事者報告を受けることといたします。理事報告1件、その他、本会議での委員会報告について、委

員会記録について、閉会、以上の運びにより本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○のぐち委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるようお願い申し上げます。

○のぐち委員長 それでは、付託議案審査2件に入ります。

議案第98号、文京区介護保険条例の一部を改正する条例。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 ただいま議題となりました議案第98号、文京区介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案集(3)、データは7ページになりますが、改正内容につきましては、議案審査資料第1号を御覧ください。

本案は、令和7年度税制改正における個人住民税に係る給与所得控除の引上げの影響を踏まえ行われた介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度の保険料率の算定に係る特例を設けるため、必要な改正を行うものでございます。

主な改正内容は、付則第10条に、令和8年度の保険料率の算定に係る所得の額の算定方法の特例について、付則第11条に、令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例についての規定を追加するものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○のぐち委員長 それでは、御質問のある方は挙手をお願いいたします。

千田委員。

○千田委員 令和8年度の第1号保険者、65歳以上の保険料算定に給与所得控除の最低保障引上げの影響を遮断するということですが、この保険料収入の1%程度の影響と国は推計していますが、実際、文京区では影響ある人は何人ぐらい、人数と、金額、試算は幾らかお伺いいたします。

○のぐち委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 今回の措置は、委員おっしゃるとおり、給与所得控除に係る部分の税

制改正に対する影響を遮断するという措置になりますが、今回、介護保険料の所得段階の判定につきましては、給与所得に加えまして、その他の所得も加えたものになるため、実際に影響を受ける人が何人ぐらいになるのかというのは、どの保険料段階に属するかというところも含めまして、令和8年度の住民税の課税情報を得るまでは分からないということになってございます。ただ、国の試算、今、委員がおっしゃったとおり、1%というところを単純に当てはめますと、令和6年度の保険料収入額で言いますと、収入額は39億993万6,200円となってございますので、その1%というところで約3,900万円の影響が最大であるかなというところで試算のほうはしてございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 人数は分からないということで、金額のほうはおおよそのめどは把握いたしました。

この税制改正で所得税が減っても、介護保険料の算定の特例によって実質上負担が下がらない、あるいは、判定段階が下がらない状況が生じるということですよ。あ、ごめんなさい。その前に、ごめんなさい、同じ保険者でも、保険料は課税者、負担限度額認定ですね、例えば高額介護サービス費など、このようなものは非課税者として扱うということでしょう。

○のぐち委員長 佐々木課長。

○佐々木介護保険課長 今、委員がおっしゃったとおりで、今回の措置につきましては、介護保険料の算定に係るというところの特例になりますので、その他、負担割合、サービスを使う場合の負担割合ですとか、その他の部分については、この特例については当てはまらないということになりますので、影響はないというところでございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 影響が、サービスのほうは影響がないということですね。ということは、税制改正で所得税が減っても、介護保険での算定特例により実質的な負担が下がらない、あるいは、保険料のほうですね、下がらない、あるいは、判定段階が下がらない状況が生じ、住民に混乱や不公平感を与える可能性があるのではないのでしょうかということ伺いたいのと、そして、区民にはどのように対応していくのでしょうか、伺います。

○のぐち委員長 佐々木課長。

○佐々木介護保険課長 確かに、委員おっしゃるとおりですね、税の改正がされて、住民税のほうは変わるという中で、介護保険料のほうについては、国のほうでも様々な影響を考えた

上で、この今の期の中で保険料の影響がないようにという措置ではあるんですが、やはり一部の被保険者の方、先ほど人数は具体的にまだ出てないってお話しあげましたが、一定程度はいるというところになると思いますので、その方々含め、保険料の分かりやすさというところの御説明と、あと、先ほど委員からもお話ありました介護サービスを使う場合の負担割合とか、そういうところに影響がないというところを、しっかり分かりやすく丁寧に説明していきたいと思います。実際は7月に賦課決定がされますので、それまでの間ですね、システム改修等々含めて事務の整理をしつつ、周知のところもそれと併せてしっかりやっていきたいと考えております。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 数々の影響がいろんなところに出てくると思うんですけども、そもそも税制改正による介護保険料の減収分は国が補填すればよいことだと思いますが、いかがでしょうか。

○のぐち委員長 佐々木課長。

○佐々木介護保険課長 今回の措置につきましては、国も様々影響を考えてということになります。いろいろやり方はあったかと思いますが、一定、今回、期の途中の第9期の介護保険の3年間の期の途中での税制改正の影響をなくすというところ、遮断するというところで、今回の方法をとったということになりますので、1年度限りということもありますので、一旦はこの方法でということになるかと思いますが、特別区の介護保険課長会のほうでも、こういった1年に限って難しい仕組みの制度改正というんですかね、そこをやるということに対しては、昨年12月に課長会としても国のほうに要望を出したということになってございます。その点につきましては、国のほうからも、第10期の計画を立てるに当たりましては、こういった税制改正の影響ですとか、そういうところも含めて、保険者である自治体に早めに情報提供することや、いろんな意見聴取もするというのを回答として得ていますので、そういったことも含めて、10期の計画に向けては影響のないところで進めてまいりたいと考えております。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 今、文京区の現在の介護保険の基金は幾らありますでしょうか。

○のぐち委員長 佐々木課長。

○佐々木介護保険課長 令和7年度末現在で準備基金の残高につきましては、まだ決算になっていませんが、今のところの想定で21億2,062万8,192円というところで見込んでございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 3年単位の計画期間で、令和6年度から令和8年度ということで、既に2年間経過していますので、令和8年度だけなんですけど、住民にとっては納める介護保険料は少しでも、あ、ごめんなさい、それでこちら、保険者の想定しない保険料の収入不足ですね、保険者のほうからの観点なんですよね。やっぱり保険者の都合なら、せめてその国が補填しないというのであれば、保険者の都合であるので、保険者の都合なら保険者の基金を使うべきではないでしょうか。伺います。

あ、それと、ごめんなさい、もし使えないとしたら、使えない理由も述べてください。

○のぐち委員長 佐々木課長。

○佐々木介護保険課長 まず、保険者の都合というよりはですね、今回は所得税法、あと住民税法の改正に伴うということになりますので、国の税の仕組みですとか社会保障制度、持続可能な社会保障制度の維持という観点で、この仕組みが採用されたということになりますので、それも含めて国民全体で支え合うという仕組みの中で、今回の改正もされているというところで認識してございますので、その点では保険者の都合とか国の都合というところではなく、国全体で支えるというところで認識してございます。

で、基金が使える使えないというところにつきましても、基金につきましては、同じく3年間の計画の中で計画的に使いながら、保険料の低減ですとか、サービスの見込み量、予測しない見込み量に充てるというところで、基金の目的が決まっておりますので、また、令和8年度の結果も踏まえまして、令和9年度以降のまた保険料設定ですとか、そういうところに基金のほうは活用していくものと考えてございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 今、本当に物価高騰で暮らしが大変な中、住民にとっては納める介護保険は少しでも下がったほうがいい、もうこれ切実な願いだと思うんですけども、せっかくの税制改正なのに、介護保険制度に関しては遮断、保険料に関しては遮断というのはあまりに冷たいんです。冷たいのでは、冷たいと思います。先ほど基金が21億円あるということで、3,900万円と試算としたら、僅か基金の1.9%で実施できるんですね。やはり国の判断、国の判断は判断として、そして、その基金の使い方はそのような理由とおっしゃるんですけども、住民の立場になって判断すべきだと思います。区としてやる気がないのではないのでしょうか。国任せではなく、条例をつくってでもやれないことはないと思いますが、いかがでしょうか。

○のぐち委員長 佐々木課長。

○佐々木介護保険課長 委員のおっしゃるような課題というところは私のほうでもいろいろと

いろんな面から考えてはいますが、一応、介護保険法、介護保険条例の立てつけですと、介護保険法の第129条第2項ですね、政令で定める基準に従って条例で定めるところによって保険料を算定するということになっていますので、まず、介護保険制度というその国の制度の中では、区として、その部分には裁量は与えられていないという状況になりますので、まずはそれに従うということになるかなと思っています。

ただ、もちろん委員がおっしゃるような課題等はいくつもあると思いますので、その辺も含めて第10期の保険料設定ですとか、様々なことを検討する中では、そういったところも含みながら検討するというところと、引き続き国にも、そういった持続可能な制度に向けて、課題点については区長会等を通して意見を言っていくということになるというふうに認識してございます。

○のぐち委員長 千田委員、質問をまとめください。

○千田委員 ちょっと最後の質問なりますけど、自治体としての態度ですよ。介護保険が自治制度、自治であるかどうか、ちょっとその認識をお伺いして、最後の質問にします。自治事務です、ごめんなさい。

○のぐち委員長 佐々木課長。

○佐々木介護保険課長 介護保険制度につきましては、介護保険法に基づく制度になってございますので、自治事務ではないということになります。あ、自治事務でございますが、法に従って制度を運営するというところになってございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 自治事務ではないという回答でよろしいんですかね。自治事務ではない。

○のぐち委員長 自治事務であると。

○千田委員 あ、自治事務。はい、分かりました。じゃあ、あとは態度表明で。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 国の税制改正に起因したものでということで、先ほど千田委員からも指摘がありましたけれども、介護保険料以外のところ、システム改修費ですとか事務負担の増に対して国からの補填はしっかりされているのか確認させていただきたいと。

それから、システム改修、先ほど御答弁もありましたけれども、そのコストが大体幾らぐらいなのか教えていただけますか。

○のぐち委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 システム改修につきましては、こちらに限らずですね、法改正対応と

ということで、国から一定、特定財源のほうは補助されるということになってございます。通常のものですと、システム改修2分の1というところなんですけど、こちらについては特別な措置がされるかというのはまだ回答のほうは得られてないので、最低2分の1は補助金として出るような形になります。

システム改修費のほうなんですけど、システム改修費につきましては、令和8年度の予算として、システム標準化に係るところの予算と合わせて約2億円強ぐらいを予算計上させていただいておりますが、法改正の契約自体はまだこれから、4月以降契約しますので、この場で具体的なちょっと、契約前ですので、数字はお示しすることができませんが、一旦その法改正に係るところで、予算見積りは事業者からもらっているところなんですけども、この内容自体が年明けで追加されたというところもありますので、今、想定している金額の中でできるかどうかというところは、今、事業者と調整を行っているというような状況でございます。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 2分の1かもしれないだとか、当初2億円だったというところが、いまいちつかみ切れてないんですけれども、まだ分かってないというところは理解しましたけれども、年度、次年度に向けてかなりスケジュールがタイトなのかなと思うんですけれども、どの程度の作業量になるんでしょうか。来年度の頭には間に合うような作業で発注をしていくという方向性で要は間に合っているのかどうか。

○のぐち委員長 佐々木課長。

○佐々木介護保険課長 失礼しました。システムに係る補助金につきましては、確定しているものが2分の1の補助になってございます。また、システムの改修の予定でございますが、その他の今回追加になった分はまだ内容が精査できてないんですが、それ以外の法改正の内容自体は従前から出ていますので、それに従って4月の年度当初から契約を進めて、7月が確定の保険料の計算になりますので、そこまでに改修を終わらせるというところで、これまでの改修もそういったぐらいのスケジュール感で行っていますので、そこについては問題はないかなというふうに考えてございます。

○のぐち委員長 よろしいですか。

沢田委員。

○沢田委員 私も一つだけなんですけど、先ほど千田委員の質疑で、今回の特例の趣旨はよく分かったんですけど、要は国民全体で支え合うという今回の趣旨だということは分かったん

ですが、ただ、その影響のある被保険者の方にはこれから周知、説明をされるんですよ。私、ここで御説明を聞いてても、事前に御説明を聞いてても、正直何がどうなるのかよく分からなかったわけです。要は、そういう方、去年の所得で保険料が算定されるということなんでしょうか。ちょっと違いますか。

そう考えると、昨年より所得が大幅に下がった人に特に影響が出てくると思うんですよ。今も影響が出てくる方、1%ぐらいかなみたいな話されていましたが、その方は金額的に最大でどのぐらい影響があるのかということと、その結果、要は所得と保険料がアンバランスになったりとかはしないんでしょうかという危惧についてだけ伺いたいんですが。

○のぐち委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 今、委員おっしゃったところとは逆でして、去年の所得を使って今年、来年度8年度の住民税の計算をするんですが、それが7年度の税制改正によって令和8年度の控除になる最低保障額が55万円から65万円に10万円上がるというような状況です。そちらになりますと、合計所得が下がるようなイメージになりますので、保険料段階が一部下がる方がいらっしゃる可能性があるというところを今回遮断するというところなので、改正の内容とすると、所得の内容は去年のものなんですが、税制改正をされない内容で介護保険料の所得段階は計算しますよというような内容になります。それが遮断、税制改正の内容を遮断すると、国の表現ですとそういうことになります。

実際は、保険料段階というのがどれぐらいこう変わるかというのが、今回、10条と11条を追加で付則をつけるような形になりますが、10条が所得段階をどう見るかって話で、11条が課税・非課税の判定というところになるんですが、介護保険料の所得段階につきましては、本人の所得ですとか課税・非課税に加えて、世帯の中の方の課税・非課税によっても段階が変わるということもありますので、ちょっと一概に何万円ぐらいこう変わるとかというのがなかなか表現がしづらいところがございますので、その点も含めて、なかなか国では1%と言ってございますが、文京区でどれぐらいあるかというのは、実際、住民税の課税の情報が来て、実際、そこを試算してみても分かるというような状況になるというふうに捉えてございます。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 私が最初に言ったことが違っているのはよく分かりました。要は住民税が下がるけれど、保険料はその分、下がったり、下がらない、保険料据置きというところであれですけど、同じように下がらない人が出てくるというだけですよ。

それは分かったんですけど、やっぱりね、ここで聞かないと分からないぐらい複雑な仕組みを、実際に影響を受ける方が理解した上で実際に保険料を支払うという流れに本当になるのか危惧があるわけです。今のお話で、数万円影響が出る方もいらっしゃるかもしれないですよ。そうすると、それを知らないままに数万円影響が出ていると、あれ、何かおかしいじゃないかってなってからという順番は本当は避けたいので、今おっしゃった7月までにシステム改修終わらせるまでの間、その周知の期間はあるということでしたので、実際どうやって周知をされるんですか。そういう何かおかしいじゃないかということが起きないように、その対策を考えられているんでしょうか。

○のぐち委員長 佐々木課長。

○佐々木介護保険課長 委員おっしゃるとおりですね、土壇場になってというところではなかなか難しい話ですので、皆さんも混乱する方もいらっしゃるかなと思いますので、今回につきましては、なるべく早めにというところで、ホームページや広報、ホームページですかね、通じて周知したいと思うんですが、介護保険の保険料の通知につきましては、その被保険者様の保険料の徴収のタイプによって入れているチラシを変えてございます。その中で、今回そういうのに当たる方がいる可能性があるところには、その周知の内容ですとか、先ほど千田委員からもありましたとおり、サービスのほうには影響ないですよとか、そういうところは加えるというところで、もう既に担当とも話をしてございますので、そういったところを丁寧にするというところと、あと、今回の税制改正の内容に限らずですね、毎年の給与収入につきまして、給与収入等につきましては、皆さん毎年変わりますので、一定程度、保険料を通知しますと、御連絡をいっぱいいただきます。お電話でしたり、窓口でしたり。そういうところを含めて丁寧にしっかり御説明をしていくというところになるかなと思いますので、より間違いのないようにというところで、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 要は、丁寧に周知をされるときに、今申し上げた、税制改正で住民税が下がるとかということは、比較的何かこう、この件よりも知られているんじゃないかと思うんですね。それで、住民税下がりましたよ、よかったね、でも保険料は下がらない人もいますというか、ケースがありますよということを具体的に伝わるようなチラシとか内容にぜひしていただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○のぐち委員長 それでは、態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○市村委員 本条例改正は、令和7年度税制改正に伴う特例措置の適切な反映、介護保険料算定の公平性の確保、そして文京区の介護保険財政の安定運営に不可欠な対応でございます。特に税制改正による所得控除の拡大が本来意図しない形で保険料段階の変動を招かないようにする遮断措置の明確化は、区民の負担の公平性を守り、必要な介護サービスを継続的に提供するために極めて重要でございます。また、制度の整合性を保つために規定整備も適切であり、文京区としての責任ある制度運営に資するものと判断いたします。よって、自民党、議案第98号賛成いたします。

○のぐち委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 こちら、この令和6年から令和8年、この3年単位の計画期間中の保険者の想定しない保険料の収入不足を防ぐ観点から、令和8年度のね、第1号保険料に限り、給与所得控除の最低保障額引上げの影響を考慮しての令和8年度限りの対応ということですが、介護保険制度のね、今後の継続性を担保するためにも必要と考えられることから、文京区議会日本維新の会は賛成いたします。

○のぐち委員長 AGORAさん。

○沢田委員 AGORAは、今、質疑で申し上げた具体的な分かりやすい周知をということだけ付け加えまして、第98号、賛成いたします。

○のぐち委員長 文京子育てさん。

○たかはま委員 介護保険法施行令の一部改正に伴うものであり、制度維持のためには必要なものであると判断いたします。議案第98号、介護保険条例の一部を改正する条例、ぶんきょう子育て・ネットは賛成であります。

○のぐち委員長 日本共産党さん。

○千田委員 10月に国から税制改正の影響を遮断するという通知があり、12月に政令が発出されたため、このたびの議案になっています。本来、税制改正による介護保険料の減収分は国が負担すればよいことです。区民にとっては税控除の変更で保険料が下がることにより、税控除額引上げの目的がより有効になるはずでした。税制改正を介護保険に適用させ、自治体や区民の不利益とならないよう、国が回避措置をとるべきです。そして、それができないのであれば、介護保険事業は自治事務なので、減収分は基金から補填するなど、区として区民の不利益を回避するべきです。日本共産党は、議案98号に反対です。

○のぐち委員長 公明党さん。

○松丸副委員長 持続可能なですね、介護保険制度を維持していくためにも、今回のこの制度はしかるべき制度であると、対応であるということで、公明党としては賛成をいたします。

○のぐち委員長 審査結果を申し上げます。

賛成6、反対1。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第99号、文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例です。

こちらは、報告事項1、文京区国民健康保険料率の改定等についてが関連するため、先にその報告を受けることとし、その後、議案第99号の提案理由説明を受け、一括して質疑を行います。

それでは、報告事項1の説明をお願いいたします。

後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 それでは、資料第3号に基づきまして、文京区国民健康保険料の改定等について御説明申し上げます。

まず、保険料等の改定についての趣旨でございますが、特別区では、国民健康保険事業の事業水準の均衡と安定的な事業運営を確保する目的から、特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準を定め、保険料につきましても、特別区間の格差を是正するため、基準保険料率を算定しているところでございます。このたび、国から示された諸係数に基づきまして、東京都より納付金及び標準保険料率が提示されたため、特別区において基準保険料率の見直しを行いました。そのため、令和8年度の文京区国民健康保険料の料率等を改正するものでございます。

次に、改定の基本的な考え方でございます。まず、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設され、徴収が開始となります。こちらは、従来の基礎分などと同様に、特別区基準保険料率統一保険料方式を採用し、保険料率を設定いたします。

なお、子ども支援金分につきましては、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前であるものにかかる均等割額は全額軽減となります。

次に、賦課割合でございます。平成30年度の国保制度改正により、全国での所得割と均等割の割合を50対50とした上で、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされております。その結果、特別区の水準は、基礎分、後期支援金分、介護納付金分が58対42、子ども支援金分は57対43となりました。

次に、介護納付金分の所得割率統一についてでございます。介護分の所得割率は、従来、各区設定とされておりましたが、今後、都内保険料水準の統一を目指していくことに鑑み、

令和6年度から特別区統一の基準保険料率が示されることになりました。経過措置期間を経て、令和8年度で所得割率の統一が達成されております。

続きまして、特別区独自の負担抑制策についてでございます。（ア）のとおり、収納率による割戻しを行わないことにより負担抑制を図っております。背景としては、2ページにお進みいただきまして、特別区は収納率が低く、割戻した場合、保険料の増加につながるためでございます。実際の収納率は100%ではないため、発生した未納分は一般財源からの法定外繰入れで補填することとなります。

なお、法定外繰入れにつきましては、記載のとおり、国保の被保険者ではない区民の方との負担の公平性の観点から課題があると認識しております。

次に、（イ）のロードマップの終了についてでございます。平成30年度の納付金制度導入に伴う独自の激変緩和措置として、賦課総額に組み入れる納付金の割合を原則年1%ずつ引き上げるロードマップに基づき負担抑制してきたところでございます。本ロードマップは、令和8年度基準保険料率算定で納付金組入れ率100%を達成し、ロードマップによる負担抑制は解消されることとなります。

次に、改定内容につきましては、別紙1のとおりでございます。

なお、参考資料としまして、別紙2から別紙5までを御用意しておりますので、御確認いただければと存じます。

実施日は、令和8年4月1日でございます。

次に、国による国民健康保険制度等の改正についてでございます。趣旨としましては、国民健康保険法施行例の一部を改正する政令の公布等に伴い、必要な改正を行うものでございます。

改正内容は、記載の三つの事項についてとなります。詳細につきましては、別紙6を御覧いただければと思います。

御説明は以上でございます。

○のぐち委員長 次に、議案第99号の提案理由の説明をお願いいたします。

鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 ただいま議題とされました議案第99号、文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案集(3)、データは13ページとなりますが、改正内容につきましては、議案審査資料第2号の新旧対照表を御覧ください。

本案は、ただいま報告いたしました資料第3号のとおり、子ども・子育て支援納付金に係る規定の新設を行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正等に基づき、本区国民健康保険の保険料率等を改定するものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日とし、併せて所要の経過措置を定めるものです。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○のぐち委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

たかはま委員。

○たかはま委員 1ページ目の、資料第3号の1ページ目のエのところの特別区独自の負担抑制策についてもう少し詳しく教えていただきたいなと思うんですが、文京区は95.6%であり、特別区平均の89.85%を上回っているというふう聞いておりまして、これは特別区としては収納率を100%に見込んで計算するということですが、これは今後も継続して各区で補填していく方向性なのか教えていただけますでしょうか。

この資料の上のほうには、特別区間の格差を是正するために基準保険料率を用いているということで、この捉え方によっては、23区の自治体の負担を平準化するべきという見方もできてしまうのかな、となると、仮にですけど、本区がより収納率が低い区の未納分を補填するということが今後なってしまうのか心配なんですけど、いかがでしょうか。

○のぐち委員長 後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 収納率の割戻しを実施する時期については、特別区においてまだ未定なんですけれども、国保の保険料をですね、都道府県単位での完全統一というものをいずれ目指していかなければいけないとされておりまして、それは平成30年度の制度改革によって財政運営が都道府県単位化されたことによるものなんですけれども、その都道府県で完全統一をするためには、収納率の割戻しを行わないといけなくなってしまいますので、遅くとも国が目標として定めている完全統一の最終年度というのが令和18年度ということになります。いずれ東京都におきましても、完全年度の、あ、完全統一の目標年度を意思決定していく方向になろうかと考えております。

また、割戻しを行ったことによって、それでは、その割戻しを例えば90%というふうに設定した場合に、85%ぐらいの収納率の区市町村にとっては収納不足ということになってしまう可能性があるんですけれども、その場合にどのように対応するかといったところの取扱いについては現時点で未定なんですけれども、可能性として、特別区の課長会などでも議論したことはあるんですが、東京都の財政安定化基金から借受けを行うことというのは考えられ

るんですけども、その場合、基金に返済を行っていかないといけなくなりますので、じゃあ、その返済はその区だけが保険料に上乘せをして返済していくのかと、そうすると、その間、返済が終わるまでは統一保険料から離脱するというようなことになってしまうと、そういったあくまでもまだ仮定の話でございまして、割戻しの実施のタイミング含め、今後検討がなされていくものというふうに考えております。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 御丁寧にありがとうございます。まだ大分先のこととはいえ、今からしっかり23区みんなで考えていかなきゃいけない大きな課題なのかなというふうには理解いたしました。少なくとも、私が心配したような、他区の分を補填するということはない、ないだろうし、それは許せないよというところでもよろしいでしょうかね。はい。

ここの項目の後のところで米印で法定外繰入れについてということで、私も同じ意見なんですけれども、ここに課題があるというふうにしたのは、公的な文書への注釈としてはちょっと異質な印象を持ったんですけども、このメッセージは、特別区共通の課題認識としてのメッセージなのか、あるいは本区の資料を作成する上での課題認識を入れていただいたのか。それを踏まえた上で、課題解消に向けて具体的なアクションは何かとられるのか教えてください。

○のぐち委員長 後藤課長。

○後藤国保年金課長 まず、法定外繰入れについての補足の記載なんですけれども、こちらは特別区長会で検討した資料の表現を引用しております。

そして、課題解決に向けてなんですけれども、国保制度そのものに構造的課題があるということは課長会、区長会でも承知をしております、そちらの解決に向けましては、国の責任においてですね、全国一律の制度として公平性ですとか財源等を確保した上で構築されるべきものということで、抜本的な制度の見直し含め、解決に向けた要望を行っているところでございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 5ページ、資料3の5ページのマル3、マル2のほうなんですけど、激変緩和措置による法定外繰入れは令和8年度に納付金、納付率ですね、100%となり終了となります。この激変緩和措置の法定外繰入れの継続に、区長は国保加入者以外の区民との負担の公平性から望ましいものとは言えないと答弁されておりました。しかしですね、皆様、国保加入者は自営業、フリーランス、無職、パートなどの方が多く、所得水準が低い方が多いために、保

険料収入が医療費の増大に追いつかず、保険財政は慢性的にひっ迫している状態です。区民の公平性を保つためにも、法定外繰入れの継続による、法定外繰入れの継続により、継続による負担軽減をするべきではないでしょうか、伺います。

○のぐち委員長 後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 ちょっと先ほどの答弁とかぶるんですけども、公費による財政支援というのは、特別区長会を通じて国に要望をしてくれております。法定外ではなく、きちんと制度化された法定の公費として制度設計、財源確保などしっかり行っていただき、財政的支援を含め構造的課題の解決に向けて取り組んでいただきたいという要望をしているところでございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 ちょっと均等割についてでもですね、均等割による、この均等割による子育て世代の負担ですね、この均等割というのは世帯員一人一人に均等に賦課されるために、均等割は人数が多い世帯ほど負担が増えます。子育て世帯にとっては大きな負担となっています。

多摩市は来年度から未就学児の均等割の被保険者負担をゼロにします。文京区でも可能であり、さらに18歳までの均等割ゼロを検討して実施すべきです。このことを伺います。

それとですね、国が27年度に実施を検討する子ども均等割軽減は13歳未満までゼロへと拡充し、来年度から、27年度を待たず26年度から実施するよう国に求めるべきだと思います。いかがでしょうか。

○のぐち委員長 後藤課長。

○後藤国保年金課長 子どもの均等割なんですけれども、完全に自己負担なしのゼロにしてしまうということについては、国の見解として、所得の高い子育て世帯を所得の低い方からの保険料で支援する仕組みになってしまうため、あらかじめ年齢という画一的な基準のみで完全に免除するというのは適切ではないというふうな考え方が示されているところでございます。

18歳以上、あ、18歳未満までに対象を広げるところについては、法改正が必要になりますので、早く令和9年度になるのではないかとされているところでございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 ちょっと子ども・子育て金についても伺います。子ども・子育て支援金の1人当たりの保険料は4,227円で、平均月額は350円になります。制度が完成する28年度には約1.3、国の見込みなんですけど、制度が完成する28年度は約1.3兆円の見込みで、26年度はその6

割、27年度は8割程度と段階的に増やしていくということになりますと、この子ども・子育て金は27年度、28年度と増えていきます。平均月額を試算を伺います。

○のぐち委員長 後藤課長。

○後藤国保年金課長 特別区保険料の来年、令和9年度、令和10年度の試算については、まだ東京都から納付金など具体的な数字が示されていませんので、試算をすることは困難と考えております。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。26年度が352円になれば、来年度はその2割増しなので、27年度は470円に、28年度は何と590円になります。これは単純計算なんですけれどもね、いろんなことが絡むと思いますが、かなり上がってきます。

国保財政が18年度の都道府県化によって、都道府県と区市町村の共同運営になって以降、政府は都道府県を通じて値上げの圧力を強めてきました。さらに、23年度の閣議決定した子ども未来戦略の財源の一部とするために、医療保険に子ども・子育て支援納付金を26年度から徴収します。そのため、平均月額は今私が話したようになりますが、この子育て支援の財源は医療保険に上乗せさせず、国の財源で実施するべきです。いかがでしょうか。

○のぐち委員長 後藤課長。

○後藤国保年金課長 医療保険料に上乗せする理由としまして、政府が説明しておりますのが、次世代の育成に力を入れて急速な少子化や人口減少に歯止めをかけることは、医療保険制度を含む社会保険制度の持続可能性を高め、存立基盤に係る全ての国民と全経済主体にとって極めて重要な受益であるためというふうに説明されております。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 国保料は、この資料3号の3ページですか、これを見ると、国保料は40歳から64歳の方で18歳未満のお子さんがいらっしゃらない場合は令和7年度からは、令和7年度から1万45円も増えて20万円を超えます。国保料が上がり続ける原因は、自民党政権が軍事費を増やす一方で、国庫負担割合を削減し続け、社会保障としての国保制度に対する責任を果たさないことにあります。国に対し区市町村へ法定外繰入れ解消の押しつけをやめ、均等割の廃止、協会けんぽ並みに引き下げ、公費投入の拡充や抜本的な制度改革を求め、都へも独自の財源支援を拡充することを求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○のぐち委員長 千田委員、質問をおまとめください。終わり。

後藤課長。

○後藤国保年金課長 国や都に対しましては、特別区長会を通じまして、国保制度の見直しですとか財政的な支援について要望しているところでございます。

○のぐち委員長 よろしいですか。

それでは、沢田委員。

○沢田委員 運協について伺いたいんですよ。3月3日ですかね、国保運営、正式名称、すいません、国保運営協議会が開催されたと思うんです。今回は、私ちょっと傍聴ができなかったので申し訳ありませんが、協議会の主な意見、どんなものがあったかだけお聞かせいただけますか。

○のぐち委員長 後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 やはり国保保険料は負担が大きいので法定外繰入れを継続すべきではないかといったような御意見があったと承知しております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 ちょっと伺いたかったのは、今の千田委員の質疑でも出てきた、その子どもの均等割なんですよ。2月24日の厚生委員会で、私、ちょっとお伺いしたというか提案をしたのがですね、これまで何度も議会でも提案があり議論されている子どもの均等割額の助成の関係で、こういう大切なテーマ、特に被保険者であったり住民の方たちに身近なテーマについては運協でも、運営協議会でもそういう議論をしたらいいのという提案をしたんですけども、今回も多分、関連する議論はなかったですよ。なかったんだと思うんですけど。

で、ですね、要はですね、私も前にその運協の委員だったので、本当はもっとフランクに議論できると、いろんなテーマ議論できるといいですよという提案を運営協議会の中でしたことがあるんです。その時のメンバーの皆さんは、あ、そうだよという感じだったと思うんです。

今日、申し上げたいのは、2月のその委員会のときにも指摘したんですけど、国保料って後期高齢者医療保険制度とかと違って、区が決定するものじゃないですか、保険料。しかも住民主体の運営協議会で決定をしている極めて民主的な制度なんですよ。一方では、課長が先ほどおっしゃったとおり、何でしたっけ……。

（「協議会のメンバーで参加してたんでしょ。そこで提案したんでしょ。その後、何を」と言う人あり）

○沢田委員 え、私が、その協議会で提案をした後、何を実際にやったか。

（「こういう話じゃなくて、何やったんですかって」と言う人あり）

○沢田委員 こういう話以外に、具体的なアクションとしてですか。

○のぐち委員長 沢田委員、質問を続けてください。

○沢田委員 こっちはいいですか。これは質問じゃないんで。

○のぐち委員長 質問を続けてください。

○沢田委員 今のは質問じゃないということ。

○のぐち委員長 それはそうです。

○沢田委員 あ、そうですか。分かりました。

○のぐち委員長 御自身の質問を。

○沢田委員 ああ、すいません。途中になっちゃいました。どこだったっけ。

（「何もしてないのに……」と言う人あり）

○沢田委員 あ、何もしてないんだったら言うなって言いたかったのか。すいません。ああ、ごめんなさい。やじですね。

○のぐち委員長 質問をお願いします。

○沢田委員 質問じゃない。じゃ、質問に入ります。えーと、何だっけ。あ、そうそうそう、だからですね、何でしょうね、今、課長がおっしゃったような、近年、制度改正で財政運営の主体が東京都に変わって、何ておっしゃってましたっけ、保険料率統一化が進んでいる、要は均一化、統一化が進んでいると、反面、区の裁量であるとか、今申し上げた住民自治の側面とか意義というのが薄れていっているとも言えるわけですよ。要は、その運営協議会の存在意義そのものが薄れかねない状況だと思うんですよ。なので……。

（「メンバーだったの」と言う人あり）

○沢田委員 ええ、私、メンバーでした。今は違いますよ。

○のぐち委員長 御質問を続けてください。

○沢田委員 ああ、すいません、すいません。やじには答えるなという話でしたね。

要はですね、もう少しですね、メンバー、住民の方が中心だと思うんですけど、メンバーの方たちが忌憚のない議論ができるような協議会にならないものですかということのを改めて……。

（「素人じゃない」と言う人あり）

○沢田委員 え、素人。私がすればいいですか。私がそういう運営協議会にすればいいと、協議会の立てつけを変えて、仕組みを変えて、制度を変えてということですか。

○のぐち委員長 あの……。

○沢田委員 ああ、ごめんなさい。もうやめます。

○のぐち委員長 運協に対しての……。

○沢田委員 運営協議会でもう少しフランクにメンバーの方が議論できるような工夫とかがあって何かないものですか、事務局としてということをお伺いしたかったんですが、今、自分がやれって言われたんで、それはちょっと努力しないとなど、改めて協議会のメンバーになって努力しないとなど思いながらも、事務局として何かできることはないかということをお伺いしたい。

○のぐち委員長 議案第……。

（「自分でやれ」と言う人あり）

○沢田委員 自分でやれっていうことなんで、この質問をやめろということだったらやめますけど。

○のぐち委員長 議案第99号に対する質問として、運営協議会の体制についての質問を。

○沢田委員 はい、そうです。運営協議会で活発な議論があった上で、ここで議論があって、それで決定するというのが本来の筋だと思うんですけど、今のお話だと、運営協議会であった意見というのは、もう議員の中で出てきているような意見でしかなくて、それ以外のアイデアであったり、こういうのとかないんですかねとか、もっとその制度の根本に踏み込むような議論とかがあってない、なかったんですよ、今回に関してはね。ので、そういうようなお話というのが今後出てくるような運営協議会の運営の方法とかがあっていう、そのアイデアでもいいんですけど、ないでしょうかねという御質問です。

○のぐち委員長 運営協議会について。

後藤課長。

○後藤国保年金課長 運協の委員の方にはですね、医師会、薬剤師会などの御専門の方、それから公益代表として区議会議員の方、それから町会から御推薦いただきました被保険者の方など、様々お越しいただいております。そうした中で、やはり国保制度が難しいということ、特に被保険者代表の方から言われることがございまして、そのために、なかなか積極的に発言もしにくいといったような、遠慮のようなお声をいただくことがございましたので、委員に就任された方に対しまして、事前にですね、国保制度の御説明などを行う勉強会といったようなものを開催したりですとか、便利帳とかホームページの記載も見直すなど、様々国保制度についての理解をいただけるように努めているところでございます。

新たな会議体というふうなお話もありましたけれども、国保運営協議会は法律に設置が規

定された正式な諮問機関でございますので、まずは運営協議会で御議論いただくことが大切であろうというふうに考えております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 まさに、おっしゃったその勉強会とかなんですよね。資料を配られて、その場で意見言ってくださいでは、やっぱり議論がしにくいということだったので、そういう方が勉強会をする、それを区としてサポートする、私は新たな会議体を立ち上げてほしいとは思ってないです。その運協の関連で、そういった積極的な議論や活発な議論ができるような状況をぜひつくっていただきたい。その中で、よければそういった運営協議会の在り方そのものも協議会のメンバーの皆さんと一緒に議論をして、場合によっては見直しをされていってはいかがかなというふうに思います。要は、今も申し上げましたけど、ここの議会とは別の視点での民主的なチェックの場ですので、協議会を有効に活用する方法を今後御検討いただければと思います。

以上です。

○のぐち委員長 それでは、態度表明に移ります。

日本共産党さん。

○千田委員 物価高騰に加え、国保料が大幅に引き上げれば、被保険者の負担能力をはるかに超え、払いたくても払えず、最後のとりでの機能は完全に失われ、住民の命と健康を守るべき医療が、医療保険制度が生活苦を増大させ、医療を奪うこととなります。国民健康保険法は制度の目的を社会保障の向上に寄与すると想定しています。区長は9月議会で、国民皆保険の最後のとりでであり、国の社会保障体系の中核の一体、中核の一つと答弁されました。社会保障の中核の一つならば、引下げのための抜本的な区独自の財政支援をするべきです。そのためには、保険料軽減措置としての法定外繰入れを継続する必要を認めるべきです。さらに、来年度から子ども・子育て支援給付金は、医療保険、子ども・子育て支援納付金の医療保険各制度への、医療保険の各制度への保険料の上乗せではなく、軍事費増をやめ、税金の使い方を改めて、国が全額負担するよう要求すべきです。

以上の理由で、日本共産党は議案第99号、反対です。

○のぐち委員長 文京子育てさん。

○たかはま委員 特別区共通基準の保険料見直し、保険料率見直しに伴うものであるため、異論はありません。議案第99号、文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例、ぶんきょう子育て・ネットは賛成であります。

○のぐち委員長 AGORAさん。

○沢田委員 AGORAも、今、質疑で申し上げたとおり、民主的な意思決定のプロセスですね、ここだけは改めて御確認いただきたいということを添えて、第99号、賛成いたします。

○のぐち委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 今回の改定につきましては、子ども・子育て支援金制度の創設など、いろいろ絡んできておりますが、引き続きね、こちら国民健康保険に関しましては、医療費の適正化に努めていただき、また、国保システムのね、今後の継続のための措置の継続、あと世代間でのね、負担のバランスも保っていただきますようお願いしたいと思います。文京区議会日本維新の会は、こちら賛成いたします。

○のぐち委員長 自由民主党さん。

○市村委員 議案第99号では、子ども・子育て支援金の新設による子育て支援の強化、国民健康保険料率の見直しによる国保財政の安定化、付加限度額の改定による制度の公平性の確保、国保制度の持続可能性と公平性を確保するための改正が盛り込まれております。医療費の増加や制度改正に対応し、必要な医療を安定的に提供し続けるためには避けられない改定であり、文京区として責任ある判断であると考えます。いずれも必要かつ妥当な改正であると判断し、議案第99号、自民党賛成です。

○のぐち委員長 公明党さん。

○松丸副委員長 この国保事業に関しましては、安定的な事業運営をしていくためにも、今回の制度の改正という、料金の変更ですね、これはもうやむを得ないなというふうに思います。よって、議案第99号、公明党賛成をいたします。

○のぐち委員長 審査結果を申し上げます。

賛成6、反対1。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

○のぐち委員長 その他に移ります。

本会議場での委員会報告について、文案の作成については委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○のぐち委員長 委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

〇のぐち委員長 以上で、厚生委員会を閉会いたします。

午後 4時22分 閉会